

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和6年度水泳授業実施に係るインストラクター配置等業務（光陽小学校）
発注課	札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課
選定事業者	株式会社イトマンスイミングスクール
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は老朽化した学校プールの在り方検討の一環として、小学校の水泳授業において民間プールの活用可能性について検証する必要がある、安全かつ効果的に水泳授業を実施することを目的としている。</p> <p>光陽小学校において、別紙基準に基づき、水泳授業の受入施設としてイトマンスイミングスクール麻生校を選定、当施設の運営管理者である株式会社イトマンスイミングスクールから受入可能の旨を確認し、当施設で水泳授業を実施することとなった。</p> <p>運営管理者の株式会社イトマンスイミングスクールの方針により、当事業者主催以外の教室または当事業者が委託した指導者以外の指導行為等は認められていないことから、株式会社イトマンスイミングスクールのプール施設を活用した水泳授業実施に係るインストラクター配置等業務を受託できるのは当事業者のみである。</p> <p>以上のことから、本業務を履行できるのは、株式会社イトマンスイミングスクールにおいて他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、当事業者と特定随意契約を行う。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・ 第91条 ）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決定日	令和6年5月15日